

木島平村技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公 務 員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	9	49.5	286,494	312,550	—	—	—	—
学校給食	3	48.6	288,931	290,930	調理士	41.7	251,500	115.7
用務員	6	49.9	285,277	309,260	用務員	53.9	227,200	136.1

* 平均給料月額とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職場の基本給の平均である。

* 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものでない。

(2) 年齢別職員数

区 分	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～49歳
全 体	1			3
学校給食				2
用務員	1			1
区 分	50歳～53歳	54歳～57歳	57歳～60歳	61歳以上
全 体	2	2	1	
学校給食	1			
用務員	1	2	1	

* 31歳以下の職員は、在職なし。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表の3級までを適用

ウ 昇給基準

毎年1月1日に勤務成績に応じて昇給

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当
なし

エ 手当

期末・勤勉・寒冷地手当の他に、扶養手当、住居手当
通勤手当を該当者に支給。

2 基本的な考え方

自立プラン及び定員管理計画に基づき減員を図る。また、退職不補充とし、必要な業務については民間委託や嘱託任用を検討していく。

3 具体的な取り組み内容

平成19年度から学校給食調理員は、臨時職員化を実施。平成22年度の小学校統合により用務員の減員を実施する。

4 その他

特区申請による学校給食と保育園給食の共同調理など、業務の効率化を検討する。

